

生衛 やまがた

第216号

編集・発行 公益財団法人 山形県生活衛生営業指導センター

〒990-0033 山形市諏訪町2丁目1番60号

☎(023)623-4323

<http://www.seiei.or.jp/yamagata/>

就任のごあいさつ

山形県防災くらし安心部長 須藤 勇 司

生活衛生関係営業に携わる皆様方におかれましては、日頃から本県の生活衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

生活衛生関係営業を取り巻く環境は、消費者ニーズの多様化・個性化の進展、営業者の高齢化や後継者の減少など、依然として厳しい状況が続いている一方、安全・安心に対する県民の関心は一層高まっております。

このような中で、公益財団法人山形県生活衛生営業指導センター並びに各生活衛生同業組合におかれましては、営業者に対する経営相談等への対応、衛生講習会や技能選手権の実施、高校生の職場体験受け入れによる後継者育成など、業界の発展や衛生水準の確保・向上に積極的に取り組まれておられるほか、福祉施設への慰問や子ども食堂での食育推進など、地域の福祉向上に多大な貢献をいただいております。長年にわたる御尽力に心より敬意を表します。

さて、世界各地で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、全都道府県に緊急事態宣言が出されるなど、まさに未曾有の大災害ともいえる状況です。山形県内においても、県外との往来が起因となって、その接触者である家族や友人、職場などにも感染が広がっております。県としましては、県民の皆様の命と健康を守るため、県民の皆様に、感染予防の基本である丁寧な手洗いや咳エチケットの徹底、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けること、さらには不要不急の外出自粛や県域を越える往来の自粛をお願いしているところです。

また、生活衛生関係営業に携わる皆様には、ゴールデンウィーク期間中の営業自粛等をお願いしております。感染の拡大を何としても阻止しなければならない、まさに正念場と考えています。県民一丸となって、この未曾有の難局を乗り越えたいと思っておりますので、皆様には特段の御理解と御協力をお願いいたします。

県では今後とも、公益財団法人山形県生活衛生営業指導センターが実施する事業や各生活衛生同業組合の講習会への支援、保健所職員による衛生指導などにより、皆様方と連携を密にしながら、生活衛生業界の活性化と消費者サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

精励いただいている生活衛生関係営業は、私たちの日々の安全を支え、その発展は、豊かな県民生活につながることであります。皆様方の御健勝と御繁栄を祈念申し上げ、就任のあいさつとさせていただきます。

令和2年度 山形県営業衛生体制

【県庁食品安全衛生課】

営業衛生主査	伊藤 宏美
主査	佐藤 洋介

【村山保健所】

営業衛生専門員	萬年美穂子
主任主査	赤部 誠一
主査	二瓶 麻衣

【最上保健所】

生活衛生主査	浅黄 里恵
主事	大場あゆみ

【置賜保健所】

主任主査	齋野 浩
主査	小関新太郎

【庄内保健所】

営業衛生専門員	阿部 広美
主任薬剤師	加藤 周子

【山形市保健所】

課長	佐藤 俊彦
課長補佐	山口 圭介
係長	遠藤 操
主幹	板坂久美子
主幹	奥山 早苗
主任	大友 秀一
薬剤師	鎌上 華子

令和2年度 事業計画

令和2年2月26日(水)に開催された「令和元年度第4回理事会」において下記のとおり令和2年度の事業計画が承認されました。

当指導センターでは、山形県、各生活衛生同業組合及び日本政策金融公庫との連携を一層深めながら、生衛業の経営の健全化や振興をととして衛生水準の維持向上を図りながら下記事業を実施致します。

【公益目的事業】

- 生活衛生関係営業指導事業
 - 相談室運営事業
 - 巡回相談指導事業
- 生衛業情報化整備事業
- 生活衛生営業活性化事業
- 後継者育成支援事業

【収益事業等】

- 生衛業景気動向調査事業
(含 生衛業経営状況調査事業)
- クリーニング師研修等事業
- 標準営業約款登録事業

【その他の事業 (相互扶助等事業)】

- 生活衛生関係営業経営改善
資金融資等指導事業
 - 融資指導事業
 - 経営特別相談員研修事業
- 再生特別支援事業
- 衛生水準の確保・向上事業

令和2年度 経営特別相談員名簿

各組合には、山形県知事の委嘱を受けた経営特別相談員がおり、組合員のお店の衛生・経営・融資・税務・経理・労務などに関する相談を承っております。

地域の相談窓口として、県内各地区に60名の経営特別相談員を配置しておりますので、組合員の皆様はお気軽にご相談ください。

詳しくは、各生活衛生同業組合にお尋ね下さい。

令和2年4月1日現在

業種	特相員氏名	地区
理容 10名	齊藤 尚子	山形市
	菊池 君義	西村山郡
	佐藤 秀樹	庄内町
	門脇 秀樹	村山市
	清水 啓一	山形市
	松田 通	西村山郡
	佐藤 俊一	新庄市
	菅原 満	遊佐町
	齋藤 隆之	鶴岡市
	庄司 孝久	山形市
美容 15名	西村 晃一	鶴岡市
	東海林義之	天童市
	山岸 礼子	南陽市
	志田 俊雄	長井市
	奥山 伸	金山町
	小山 利夫	山形市
	渡部 亮	遊佐町
	桑原 通夫	山形市
	芦野 和子	村山市
	佐藤美佐子	寒河江市

業種	特相員氏名	地区
美容 15名	志摩 静枝	米沢市
	大場 美紀	上山市
	原田 豊子	尾花沢市
	佐藤 辰也	酒田市
	深瀬 直実	山形市
クリーニング2名	伊藤芙蓉子	山形市
	小関 昭彦	南陽市
興行1名	藤木 英司	山形市
旅館1名	岡崎 晃子	山形市
食肉 3名	中嶋 武司	山形市
	高橋 勝幸	山形市
	工藤 秀彌	鶴岡市
麺類 10名	鈴木 茂隆	山形市
	山川 和洋	山形市
	山川 純司	山形市
	庄司 孝	上山市
	清野 善弘	天童市
	榎本 厚	尾花沢市
	石垣 洋平	酒田市
	富沢 吉璋	米沢市

業種	特相員氏名	地区
麺類10名	小形 秀勲	白鷹町
	後藤 伸一	鶴岡市
料理 4名	高橋 秀幸	新庄市
	古山 裕喜	米沢市
	渡部 政一	鶴岡市
	鹿野 高志	山形市
	西田 哲也	山形市
鮎商 4名	遠藤 英宏	米沢市
	丸山 英一	酒田市
	吉田 秀行	山形市
	佐々木千秋	山形市
喫茶 3名	大木 明彦	白鷹町
	廷本 栄澤	山形市
	菅原 二郎	山形市
社交 7名	栗田 進	山形市
	佐藤 孝一	天童市
	大山加奈子	山形市
	長谷川 司	酒田市
	北原 慎也	米沢市
	横山 陽子	天童市
合計		60名

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ



新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

資金繰り

設備投資・販路開拓

経営環境の整備



本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連 で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。また、最新情報については、e-中小企業ネットマガジン・中小企業庁
Twitterでも、ご登録いただいた方に随時配信しております。e-中小企業ネット
マガジンの登録 → e-中小企業ネットマガジン で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。中小企業庁
Twitterのフォロー → @meti_chusho で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。LINE公式
アカウントのフォロー → @meti_chusho で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。

令和2年4月22日12:00時点版

本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連 で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。また、最新情報については、e-中小企業ネットマガジン・中小企業庁
Twitterでも、ご登録いただいた方に随時配信しております。e-中小企業ネット
マガジンの登録 → e-中小企業ネットマガジン で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。中小企業庁
Twitterのフォロー → @meti_chusho で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。LINE公式
アカウントのフォロー → @meti_chusho で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。

コロナウイルス感染症の影響による納税の猶予制度（国税庁）

新型コロナウイルス感染症の影響により

納税が困難な方には猶予制度があります

税務署に申請することにより、納税が猶予されます

▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

○ 要件

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限（注1）から6か月以内に申請書が提出されていること。

※ 担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。

〔注1〕令和元年度の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告は、延長された期限（令和2年4月16日）が納期限となります。

〔注2〕既に滞納がある場合や滞納となつてから6月を超える場合であっても、税務署長の権限による納税の猶予（国税徴収法第151条）が受けられる場合もあります。

税務署において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予が認められると...

- ▶ 原則、1年間猶予が認められます。（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）
- ▶ 猶予期間中の延滞税が軽減されます。
- ▶ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

〔申請による納税の猶予：国税徴収法第151条の2〕

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。



猶予制度の詳細はこちら



個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

▶ 新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、納税の猶予が認められることがありますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

○ 個別の事情

〈ケース1〉災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を喪失した場合

〈ケース2〉ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない際のうち、医療費や治療等に付随する費用

〈ケース3〉事業を中止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合、国税を一時に納付できない際のうち、休業に際して生じた損失や費用に相当する金額

〈ケース4〉事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない際のうち、受けた損失額に相当する金額

〔注〕申請に必要な書類等については、最寄りの税務署（徴収担当）にご相談ください。

税務署において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予が認められると...

- ▶ 原則、1年間猶予が認められます。（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）
- ▶ 猶予期間中の延滞税が軽減又は免除されます。
- ▶ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

〔納税の猶予：国税徴収法第151条〕



令和2年4月

まずは、所轄の税務署（徴収担当）にお電話でご相談ください。「納税の猶予制度の特例」も検討されています。

詳しくはこちらへ

国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

◇一般飲食・めん類飲食はSマークのお店で◇



生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫国民生活事業では、新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた生活衛生関係の事業を営む方を対象とした「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」を取り扱っております。

生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 概要

ご利用 いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方 (1) 最近1ヵ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少 (2) 業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合は、最近1ヵ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少 ①過去3ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月～12月の平均売上高	
	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方	左記以外の方
資金の お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする資金	
融資限度額	別枠 6,000 万円	
利率(年) (注1)	【3,000万円以内の部分(注2)】 当初3年間：基準利率-0.9%、3年経過後：基準利率 【3,000万円超】 基準利率	
ご返済期間 (うち据置期間)	【設備資金】 20年以内(5年以内) 【運転資金】 15年以内(5年以内)	【設備資金】 20年以内(5年以内)
お申込みに 必要な書類	生活衛生同業組合の長(注3)が発行する「振興事業に係る資金証明書」	都道府県知事の「推せん書」(借入申込金額が500万円以下の場合は不要です。)
担保	無担保	

(注1) 基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率(融資期間に応じた所定の利率)が適用されます。

(注2) 一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初3年間で実質無利子となる予定です。

(注3) 組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。

※ 令和2年1月29日以降にご利用いただいた生活衛生セーフティネット貸付、衛生環境激変特別貸付等のご融資も、本特別貸付の要件に該当する場合は、遡及適用が可能です。

※ ご返済期間によって、異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。

くわしくは、当社ホームページ<https://www.jfc.go.jp/>をご覧ください。支店の窓口までお問い合わせください。



日本政策金融公庫
国民生活事業

山形支店 〒990-0042 山形市七日町 3-1-9 (山形商工会議所会館) Tel 023-642-1331
 酒田支店 〒998-0036 酒田市船場町 1-1-2 Tel 0234-22-3120
 米沢支店 〒992-0045 米沢市中央 4-1-30 (米沢商工会議所会館) Tel 0238-21-5711